令和2年4月 6日発行

多摩永山中学校だより

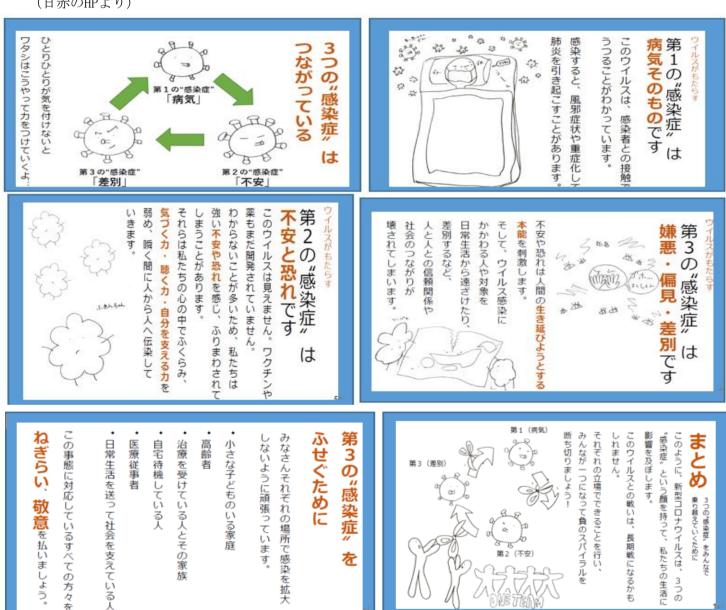
令和2年度 1号

多摩市立多摩永山中学校 編集・発行 http://schit.net/tama/jhtamanagayama

令和2年度 重点目標 「いのちを守る」~人権意識を高める~

昨年度末から広がった新型コロナウイルス (COVID-19) の感染拡大が止まりません。政府による緊急事態宣 言はまだ実行に移されていませんが、今後の動向に注意を払い、正しい情報を得るようにしてください。コロ ナウイルスと人類との闘いは1年以上続くかもしれません。そんな中、医療関係者・介護関係者は、自らの感染 の恐怖と闘いながら患者さんを救おうと休みなく仕事を続けてくれています。また民間でお仕事をされている 方々も仕事をしているうえでの様々な思いを抱えていらっしゃると思います。みんな心配で困っています。し かし誰かを責めたり、自分だけ買い占めたりという行動は生き抜くためにはマイナスでしかありません。

(日赤のHPより)



このような状況をみんなで頑張って乗り切っていきましょう。 人間生き抜く手段はたったひとつ がんばること…野村克也 令和2年4月3日

新型コロナウイルス感染症に関連した休校措置の延長について(通知)

新型コロナウイルス感染症の対応について、本市では令和2年4月6日(月)からの学校再開に向けて、各学校における感染症対策を依頼し、ご協力いただいてきたところです。

しかしながら、東京都内の感染状況は増加傾向で、感染者の爆発的な増加が発生しかねない「重大局面」にあります。

こうした状況に鑑み、多摩市教育委員会では、別添「新年度における公立学校の休業の措置等について、児童・生徒の健康と安全を第一に考えて4月6日以降も休校措置を延長することとしました。

つきましては、下記の内容について児童・生徒及び保護者、教職員への周知徹底をするとともに、本通知に基づき、引き続きご対応くださるようお願いします。

記

1 休校措置の延長について

令和2年4月6日(月)から令和2年5月6日(水)まで

※学校再開:5月7日(木)からを予定

2 休校措置に伴う健康面に関する児童・生徒及び保護者への指示について

- ・規則正しい生活を送り、十分な睡眠とバランスの取れた食事を心がけて、体の免疫力を高めておくことの大切さを指導する。
- ・休校中においても、児童・生徒に対し、日常生活の中で手洗い、うがい、咳エチケット(マスクの着用など)の励行について指導する。
- ・児童・生徒(及び保護者)には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに必ず自宅で休養するよう指導する。

※保護者には、健康観察表等を活用して、児童・生徒の健康管理を依頼する。

・不特定多数との接触や屋内等でお互いの距離が十分に取れない環境下では、感染のリスクが高まる可能性があるので、不要な外出は控えるよう指導する。

3 その他

- ・登校日には、児童・生徒に「健康観察表」を提出させ、休校中の児童・生徒の体調について、検温結果など から把握するよう努める。
- ・登校日における教員の指導は基本、学級単位とし、新学期からの学級づくりにつなげる。

4 入学式について

感染防止に配慮し、令和元年度卒業式と同様に必要最小限に縮小して実施する。

(1)入学式の実施日

小学校:令和2年4月6日(月)中学校:令和2年4月7日(火)

(2)縮小して行う場合の内容

①参列者の制限について

参列者は、新入生、新入生の保護者、教職員とする。来賓は参加しない。

※保護者については、必ず健康観察をし、当日、発熱や風邪の症状がないことを前提に、参加してもら

う。

②時間の短縮

式の時間はできる限り短縮し、45分以内に収まるように工夫する。

- ア 市教育委員会告辞は校内に掲示する。入学式への市教育委員会からの派遣は行わない。
- イ 祝電は掲示のみとし、祝電披露は行わない。

(3) 入学式後の保護者への連絡

- ・休校措置の延長と今後の対応、及び小学校においては「子どもの居場所づくり」に関する申込み等について、保護者向け通知などを基に周知する。その際、今後の状況によっては急遽、対応が変わる場合があることを伝える。
- ・休校中における学校から家庭への情報提供について、伝達方法(学校ホームページへの掲載、電子メール 配信等)を周知する。併せて、電子メール配信に必要な登録用紙を配布し、登録を促す。

5 始業式について

4月6日(月)の登校日において始業式を実施する。その際、放送設備等を活用し各教室で行うなど、感染予防に配慮する。

6 部活動について

休校中(登校日、土日、祝日を含む)の部活動は実施しない。

7 授業時数の確保について

児童・生徒の学習の保障に向けて、夏季休業日中に授業時数を確保する。

8 新型コロナウイルス感染症に関して登校に不安を抱える等の児童・生徒の対応について

(1) 発熱や咳等の風邪の症状が見られる場合について

「学校安全保健法第19条による出席停止」または「非常変災等児童・生徒または保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録を行うことができる。

(2) 児童・生徒の感染が判明した場合、または児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合について 各学校において、当該児童・生徒に対して学校保健安全法第19条に基づく措置をとる。

なお、児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合で、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準 は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

※校長は、必ず教育委員会学校支援課に報告する。休校等の措置は、保健所等からの指導の下で判断する。

(3) 風邪等の症状はないが、保護者の判断で登校させない場合について

「非常変災等児童・生徒または保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録を行うことができる。

9 教職員の感染予防の徹底について

(1)健康管理の実施について

- ①教職員には、手洗い、うがい、咳エチケットを励行するよう指示する。
- ②校長は、教職員等には、当分の間、毎朝・毎晩の自宅での検温を行わせるなど、適切な健康管理に努めさ

せるとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養させる。

予 定

始業式・入学式・登校日以外、4月に予定されていた行事はすべて中止といたします。

お詫び

4月2日~3日にホームページの掲示板に連絡した内容が具体的でなかったこと、間違っていたこと、誤解をまねくような記述であったことお詫び申し上げます。

今後についても各学年のたよりやホームページ、学校メール等で連絡は続けていきます。 その際ご質問等がありましたら、学校にご連絡ください。

4月6日の夕方の時点でまた大きな変更が指示されました。 入学式は校庭にて行う。等